

# 請 願 文 書 表

令和4年3月11日 第3回（定例）町議会

請 願 番 号	受 理		請 願 者 住 所 氏 名	件 名	請 願 の 要 旨	紹 介 議 員	審 査		
	月	日					結 果	月	日
21	2	10	上川郡清水町 南2条1丁目8番地 清水町農民連盟 会長 高田秀昭	コロナ禍での消費拡大対策の 強化に関する請願書について	別紙のとおり	口田邦男 議員			
22	3	2	上川郡清水町 本通1丁目 日本労働組合総連合会 北海道連合会 清水地区連合会 会長 小笠原 孝司	選択的夫婦別姓制度の議論の 活性化を求める意見書の請願 について	別紙のとおり	川上 均 議員			

令和 4年 2月 10日

コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する請願書

紹介議員

口 田 邦 男



請 願 者

住 所 上川郡清水町南2条1丁目8番地  
氏 名 清水町農民連盟  
執行委員長 高 田 秀 昭



清水町議会

議 長 桜 井 崇 裕 様



昨年 10 月以降、新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向で推移していたことにより、各種イベント事業の入場者数の制限緩和や飲食業など外食産業の時短営業の解除など経済活動が活発化し、農畜産物需要の回復、消費拡大に大きな期待が寄せられていました。しかし、南アフリカでの変異株の初確認から、急速に欧州や米国などで感染が拡大し、日本も 1 月に入りこれまでの増加スピードを大幅に上回る感染者数が確認されています。これにより、出入国規制や移動自粛など感染対策が強化され、再びインバウンド需要の低迷や飲食店の利用者の減少などを引き起こし、先の見えないコロナ禍によって地域経済への打撃を深刻化させています。

また、農業においては、今年の農作物の作柄が全般的に豊作基調となったものの、長引くコロナ禍の影響から大幅な在庫を抱える状況に陥っており、米をはじめ、乳製品、砂糖など在庫解消に向けた更なる需要喚起と消費拡大対策が急務となっています。

なかでも、米においては、人口減での消費減少とコロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、2021 年産米が主産地で豊作となったことから滞留在庫が深刻化し、価格の低下から農家経済にも大きな影響を与えています。

このため、農業者が本年も安心して営農を継続できるよう、長引くコロナ禍に係る農畜産物の消費拡大対策等を強化するようお願いいたします。

## 記

1. 新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治体への対策関連予算を十分に措置すること。

以 上

提出先

- ① 内閣総理大臣、② 財務大臣、③ 農林水産大臣

令和4年3月2日

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願

紹介議員 川上 均 

請願者代表 住所 上川郡清水町本通1丁目  
氏名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 小笠原 孝司



清水町議会  
議長 桜井 崇裕 様



## 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願

### 【請願趣旨】

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的信用や実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用拡大の取り組みを進めていますが、ダブルネームを使い分ける本人の負担のみならず、企業・行政による管理コストの増大、ダブルネームの悪用への懸念、海外での業務や生活への支障といった通称使用の限界が指摘されています。もっとも、氏名は個人の尊厳や人権に関わるものであり、旧姓の通称使用は根本的な解決策にはなりません。

令和3年6月、最高裁判所大法廷は、平成27年12月の判決に続き、夫婦同姓規定を合憲と決定する一方、夫婦の氏に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、再びこの問題の解決を国会に委ねました。しかし依然として国会での議論は進んでいない状況です。

家族のあり方が多様化する今、国民の価値観の変化や世論の動向および最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であると考えます。

よって、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただきたくお願いいたします。